

宇和島地区広域事務組合規則公布第5号

宇和島地区広域事務組合軽費老人ホーム管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月19日

宇和島地区広域事務組合

組合長 岡原文彰

宇和島地区広域事務組合規則第5号

宇和島地区広域事務組合軽費老人ホーム管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和3年7月19日

宇和島地区広域事務組合
組合長 岡原文彰

宇和島地区広域事務組合軽費老人ホーム管理規則の一部を改正する規則

宇和島地区広域事務組合軽費老人ホーム管理規則（平成25年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項に次のただし書を加える。

ただし、その極度額は、条例第6条の規定により決定した月額料金の過去6ヶ月分を限度とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。